



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年12月20日火曜日 第1721号

◇ 目 次 ◇

クリーニング業法による研修の指定.....	1275
クリーニング業法による講習の指定.....	1275
地籍調査の成果の認証.....	1276
新たな土地改良事業の施行の認可.....	1276
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	1276

肥料登録有効期間の更新.....	1276
解除予定保安林（2件）.....	1276
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	1276
開発行為に関する工事の完了.....	1278

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1278
-----------------------------	------

告 示

○愛媛県告示第2202号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成17年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 研修の名称
クリーニング師研修
- 2 主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 山 下 眞 臣
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成18年2月12日（日）	松山市市坪西町551番地 愛媛県武道館

- 4 受講料
5,000円

○愛媛県告示第2203号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成17年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 講習の名称
クリーニング業務従事者講習
- 2 主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
財団法人全国生活衛生営業指導センター
理事長 山 下 眞 臣
- 3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開 催 日	場 所
集合して行う研修	平成18年2月12日（日）	松山市市坪西町551番地 愛媛県武道館

- 4 受講料

4,500円

○愛媛県告示第2204号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
新居浜市	小美野、成の一部	平成15年度から平成16年度まで	新居浜市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成17年12月20日

○愛媛県告示第2205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（ほ場整備事業・湯谷口地区）の施行を平成17年12月7日認可した。

平成17年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2206号

西条市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・安知生地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・安知生地区）計画書の写し
- (2) 西条市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年12月21日から平成18年1月25日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁

○愛媛県告示第2207号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上野長尾上池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上野長尾上池地区）計画書の写し
- (2) 伊予市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年12月21日から平成18年1月25日まで

3 縦覧場所

伊予市役所本庁

○愛媛県告示第2208号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成17年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年12月11日	愛媛県第1260号	副産石灰肥料	シーエーツー	アルカリ分55.0	公定規格のとお	有限会社カルシオン 愛媛県松山市三津二丁目10番19号

○愛媛県告示第2209号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

西予市三瓶町垣生字ムカイ乙551の61

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第2210号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

宇和島市津島町増穂丁945の147、丁945の148、丁945の149、丁1075の163、丁1075の164

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第2211号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する

工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸 守行

松山市御宝町119番1

- 2 埋立区域

- (1) 位置

松山市畑里甲635番4から同甲625番までの地先公有水面

- (2) 区域

次の1点から6点までを順次直線で結んだ線並びに6点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+3.57メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(松山市畑里甲645番地先の離岸堤に設置された金属錕)は、北緯33度59分35秒、東経132度37分15秒の地点

1点は、基点から真北95度33分52秒154.91メートルの地点

2点は、1点から真北327度56分13秒4.18メートルの地点

3点は、2点から真北238度20分53秒47.86メートルの地点

4点は、3点から真北239度15分18秒15.66メートルの地点

5点は、4点から真北240度52分42秒7.39メートルの地点

6点は、5点から真北105度52分48秒5.18メートルの地点

- (3) 面積

278.28平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年4月7日 愛媛県指令16港第3号

- 4 しゅん功認可年月日

平成17年12月20日

○愛媛県告示第2212号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、伊方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

代表者 伊方町長 畑中 芳久

西宇和郡伊方町仁田之浜1092番地

- 2 埋立区域

- (1) 位置

西宇和郡伊方町二見字田ノ浦甲3083番から同甲3108番までの地先公有水面

- (2) 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線及び16点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西宇和郡伊方町二見字田ノ浦甲3103番地先のB護岸上に設置された金属錕)は、北緯33度27分40秒、東経132度17分12秒の地点

1点は、基点から真北356度33分27秒41.34メートルの地点

2点は、1点から真北126度55分40秒23.40メートルの地点

3点は、2点から真北216度55分40秒2.00メートルの地点

4点は、3点から真北126度55分40秒8.20メートルの地点

5点は、4点から真北36度55分40秒2.00メートルの地点

6点は、5点から真北126度55分40秒3.40メートルの地点

7点は、6点から真北216度55分40秒13.80メートルの地点

8点は、7点から真北126度55分40秒20.00メートルの地点

9点は、8点から真北216度55分40秒9.67メートルの地点

10点は、9点から真北321度12分23秒22.94メートルの地点

11点は、10点から真北239度40分41秒10.72メートルの地点

12点は、11点から真北326度29分29秒7.88メートルの地点

13点は、12点から真北322度04分03秒8.74メートルの地点

14点は、13点から真北321度24分30秒13.11メートルの地点

15点は、14点から真北238度02分09秒1.47メートルの地点

16点は、15点から真北322度50分51秒4.87メートルの地点

- (3) 面積

981.89平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年7月12日 愛媛県指令16港第52号

- 4 しゅん功認可年月日

平成17年12月20日

○愛媛県告示第2213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第59号 平成17年12月9日	伊予郡松前町大字筒井字上又947番1	岡山県津山市野介代1428番地10 山本桂子
17松局建（開）第60号 平成17年12月9日	伊予郡松前町大字東古泉字恵電441番3	東温市下林甲132番地1 松本初美

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成17年12月20日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - 選挙権を有する者の総数 1,214,548
 - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,291
 - 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 269,092
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

北 宇 和 郡	41,730	13,910
南 宇 和 郡	23,219	7,740

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
松山市	413,985	135,665
今治市・越智郡	153,587	51,196
宇和島市	49,053	16,351
八幡浜市・西宇和郡	45,736	15,246
新居浜市	103,413	34,471
西条市	94,142	31,381
大洲市	30,861	10,287
伊予市	33,152	11,051
四国中央市	77,211	25,737
西予市	38,711	12,904
東温市	27,958	9,320
上浮穴郡	13,006	4,336
伊予郡	43,911	14,637
喜多郡	24,873	8,291